

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月22日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇神社に関する事業変更及び事業報告等の関係書類全部（国税庁、宮内庁、神社本ちょう統理）からの指適要綱伺い報告書類含む）過去5年間 県報に事業変更及び神主及び役員の変更届含む 東部県税局、総務課、税務課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年8月4日、実施機関は、本件請求に対し、宗教法人〇〇神社から知事に提出された「事務所備付け書類の写しについて」（過去5年間分）（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書に記録された同宗教法人の代表役員の生年月日並びに責任役員の氏名、生年月日及び住所が条例第8条第1号及び第7号に、代表役員の神社庁届出年月日並びに責任役員の就任年月日及び神社庁届出年月日が同号に、代表役員の印影及び同宗教法人の財産目録が同条第2号及び第7号に該当するとして、これらの情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年8月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき書類（令和2年の書類と④貸借対照表⑤建物に関する書類⑥事業に関する財産目録書類）を出せ。④に対して、石ひょう等に寄附金を示してい

る。⑤に関してはH28年に社展建て替えに1億2千万円の契約している中で、⑥番に該当するものと判断する。」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書公開請求の内容について

審査請求人から公文書公開請求があり、審査請求人に対し〇〇総合県民局担当者が聞き取りを行い、請求内容について、〇〇神社に関する①事業変更及び事業報告等の関係書類全部（過去5年間）、②国税庁、宮内庁、神社本庁ウ統理からの指摘要項伺い報告書類含む（過去5年間）及び③県報に事業変更及び主及び役員の変更届含む（過去5年間）であることを確認し、①〇〇神社に関する事業変更及び事業報告等の関係書類全部について、本件公文書を特定した。

2 公文書部分公開決定処分について

(1) 事務所備付け書類の写しについて

宗教法人の事務所には、役員名簿、財産目録等の書類を備えなければならず（宗教法人法（以下「法」という。）第25条第2項）、毎会計年度終了後4月以内に、所轄庁に提出しなければならない（同条第4項）。

(2) 条例第8条第1号の該当性について

代表役員の生年月日、責任役員名簿（氏名、生年月日、住所）について、これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報を公開することにより、個人の特定や、個人の権利利益を害することにつながる恐れがある。

(3) 条例第8条第2号の該当性について

ア 代表役員の印影について

代表役員の印影は、宗教法人が事業活動を行う上での内部情報として管理しているものであるとともに、これを誰に対して明らかにするかは、法人自らが選択すべきものであることから、公にすることにより、当該法人の権利、利益を害するおそれがある。

イ 財産目録について

財産目録は一定の時点において、法人が保有するすべての資産（土地、建物、現金、預金等）とすべての負債（借入金等）について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにしたものであり、広く公開することにより、法人に不利益を与えるおそれがある。

(4) 条例第8条第7号の該当性について

代表役員名簿（生年月日、神社庁届出年月日）、責任役員名簿（氏名、生年月日、住所、就任年月日、神社庁届出年月日）代表役員の印影、財産目録について ※第1号又は第2号にも該当する項目あり。

法第25条第4項に基づき宗教法人から提出のあった事務所備付け書類の写しについて公文書公開請求がなされたが、法第25条第4項は第一号法定受託事務と

されている。この処理については、平成16年2月19日付け15庁文第340号文化庁次長通知により、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすることとされている。

以上により、条例第8条第1号、第2号及び第7号に該当する情報については非公開とし、その他の情報は公開した。

3 審査請求人の主張について

法第25条第4項に基づき宗教法人から提出のあった事務所備付け書類の写しについて、部分公開を行っているが、財産目録については、2(3)イに記載のとおり、非公開としている。また、宗教法人提出の書類に記載のとおり、貸借対照表と境内建物に関する書類、事業に関する書類は提出されておらず、公文書として保有していない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和3年3月31日	諮問
令和7年5月28日 第1部会(第23回)	審議
同年 6月25日 第1部会(第24回)	審議

第6 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、宗教法人〇〇神社に関する①事業変更及び事業報告等の関係書類全部(以下「請求事項1」という。)、②国税庁、宮内庁及び神社本庁統理からの指摘要綱(伺い及び報告書類を含む。過去5年間分)及び③県報に登載した事業変更並びに神主及び役員の変更に関して実施機関が保有する公文書のうち、総務課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、上記の3つの請求事項のうち請求事項1について、宗教法人〇〇神社から知事に提出された「事務所備付け書類の写しについて」(平成26年度から平成30年度までの5年間分)を特定し、本件処分を行っている。

これに対し審査請求人は、あるべき書類として令和2年の書類、すなわち、令和元年度末の分の「事務所備付け書類の写しについて」、貸借対照表及び財産目録の存在を主張している。

(1) 宗教法人が所轄庁に提出すべき書類について

宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、事務所備付け書類のうち役員名簿、

財産目録、収支計算書、貸借対照表（作成している場合に限る。）、境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類及び事業に関する書類（公益事業や収益事業を行っている場合に限る。）を所轄庁に提出しなければならないこととされている（法第25条第4項）。

すなわち、貸借対照表は、宗教法人が収益事業を行っている場合は、法人税の確定申告書の添付書類として作成することとなるが、宗教法人法では、作成は任意とされている。また、境内建物に関する書類及び事業に関する書類は、一定の場合に備付け及び提出の義務があるにすぎないものである。

(2) 令和元年度分の事務所備付け書類の写しについて

本件請求のあった令和2年7月22日の時点では、令和元年度が終了してから4か月を経過しておらず、令和元年度分の事務所備付け書類の写しの提出期限は到来していなかった。

そして、審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、宗教法人〇〇神社の令和元年度分の事務所備付け書類の写しは、本件請求の時点では未だ知事に提出されていなかったとのことである。

(3) 収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類及び事業に関する書類について

審査会において、宗教法人〇〇神社から実施機関に提出された「事務所備付け書類の写しについて」を見分したところ、当該文書には役員名簿及び財産目録のみが添付されており、同法人には提出の義務がない収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類及び事業に関する書類は添付されていなかった。

(4) 小括

そうすると、令和元年度分の事務所備付け書類の写し並びに平成26年度から平成30年度までの各年度分の貸借対照表、境内建物に関する書類及び事業に関する書類を実施機関が取得することはない。

したがって、公文書の特定に関する審査請求人の主張は、これを採用することができず、実施機関の行った公文書の特定は妥当なものと認められる。

2 実施機関が非公開とした部分の非公開情報該当性について

実施機関は本件処分において、本件公文書に記録された宗教法人〇〇神社の代表役員の生年月日及び神社庁届出年月日、責任役員の氏名、生年月日、住所、就任年月日及び神社庁届出年月日、代表役員の印影並びに財産目録を非公開としているため、これらの情報が条例第8条各号に掲げる非公開情報に該当するかを以下検討する。

(1) 代表役員の生年月日及び神社庁届出年月日並びに責任役員の氏名、生年月日、住所、就任年月日及び神社庁届出年月日について

代表役員の生年月日及び神社庁届出年月日並びに責任役員の氏名、生年月日、住所、就任年月日及び神社庁届出年月日は、それにより特定の個人を識別することができる情報であり、いずれも条例第8条第1号に該当する。これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、これを公にする必要があるという事情も認められないから、条例第8条第1号ロに該当しない。また、同号イ及びハに該当しないことは明らかである。

(2) 代表役員の印影及び財産目録について

代表役員の印影は、これが公開されると、偽造等により、当該宗教法人に財産的損害等を及ぼすおそれがあるといえることができる。

また、財産目録に記載された情報は、当該宗教法人の内部管理に関する情報であり、当該宗教法人の意思にかかわらず公開することにより、その正当な利益を害するおそれがあるといえることができる。

したがって、代表役員の印影及び財産目録は、いずれも条例第8条第2号に該当するものと認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	